

改正 令和6年2月20日警察本部訓令第1号

警察情報管理システム運営規程を次のように定める。

警察情報管理システム運営規程

警察情報管理システム運営規程（平成13年北海道警察本部訓令第24号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、北海道警察（以下「道警察」という。）における警察情報管理システムの運営に関する基本的事項を定め、もって警察における情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、道民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察情報管理システム 警察庁情報管理システム及びこれに電子計算機接続する北海道警察情報管理システムをいう。
- (2) 警察庁情報管理システム 警察庁が整備する情報システム（警察共通基盤を除く。）及びこれと端末接続するため道警察が整備する端末装置をいう。
- (3) 北海道警察情報管理システム 道警察が整備する情報システムをいう。
- (4) 電子計算機接続 道警察が整備するサーバ等（物理サーバ又はメインフレームをいう。以下同じ。）と警察庁が整備するサーバ等とを接続することをいう。
- (5) 端末接続 道警察が整備する端末装置と警察庁が整備するサーバ等とを接続することをいう。
- (6) 対象業務 警察共通基盤システム及び警察情報管理システムを利用して行う情報の利用及び管理に係る業務をいう。
- (7) 警察共通基盤システム 警察共通基盤、各業務プログラム等（各業務プログラム並びにそれらが動作する仮想サーバ及びオペレーティングシステムをいう。）及びこれらと接続する警察庁又は道警察が整備する情報システムをいう。
- (8) 警察共通基盤 警察庁が整備する共通プログラム等（共通プログラム並びにそれが動作する仮想サーバ及びオペレーティングシステムをいう。）及びそれらが動作する物理サーバ等をいう。
- (9) 業務プログラム 警察業務の用に供するために作成されたプログラムをいう。
- (10) 共通プログラム 複数の業務プログラムが共通して利用する機能を実現するプログラムをいう。

（運営の基本方針）

第3条 警察情報システム（警察庁及び道警察が整備する情報システムをいう。以下同じ。）の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係部門相互の協力の下、警察情報管理システムの利用実態を適切に把握しつつ、警察情報管理システムの整備及び管理を行うこと。
- (2) 警察情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進を図ること。
- (3) 警察情報システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、その機能を維持し、警察情報システムの安全性を確保すること。

（システム総括責任者）

第4条 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）に、システム総括責任者を置く。

- 2 システム総括責任者は、総務部長をもって充てる。
- 3 システム総括責任者は、次に掲げる事務を行うものとする。
  - (1) 警察共通基盤又は警察庁情報管理システムと電子計算機接続する北海道警察情報管理システムの運用に関する事務の総括に関すること。
  - (2) 警察共通基盤システム又は警察庁情報管理システムと電子計算機接続する北海道警察情報管理システムのサービス・業務企画、設計・開発、運用・保守その他の運営に関する事務の総括に関すること。

(運用主管課長)

第5条 警察本部に、運用主管課長を置く。

- 2 運用主管課長は、対象業務を主管する警察本部の課（課に相当するものを含む。）の長をもって充てる。
- 3 運用主管課長は、次に掲げる事務を行うものとする。
  - (1) 所管する対象業務の見直し・改善に関すること。
  - (2) 所管する対象業務の新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。
  - (3) 所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。
  - (4) その他所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。

(情報管理業務監査)

第6条 システム総括責任者は、北海道警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、情報管理業務監査を行うものとする。

- 2 警察本部に情報管理業務監査責任者を置き、情報管理課長をもって充てる。
- 3 情報管理業務監査責任者は、情報管理業務監査の実施を統括するものとする。

(細目的事項)

第7条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(道警察に閉じたシステム等に関する措置)

第8条 北海道警察情報管理システムであって電子計算機接続及び端末接続を行わないものについてもこの訓令の規定に準じて、必要な措置を執らなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる訓令の規定中「平成13年北海道警察本部訓令第24号）第2条第2号」を「令和3年北海道警察本部訓令第14号）第2条第3号」に改める。
  - (1) 北海道警察給与支給事務取扱規程（昭和60年北海道警察本部訓令第16号）第5条第2項
  - (2) 北海道警察相談取扱規程（平成13年北海道警察本部訓令第10号）第13条第2項
  - (3) 北海道警察文書管理規程（平成27年北海道警察本部訓令第6号）第17条第1項第3号

附 則（令和6年警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和6年3月1日から施行する。